

世田谷区児童虐待通告受付業務及び世田谷区子ども・子育てテレフォン事業
委託事業者選定委員会設置要綱

令和7年11月5日
7世児支第473号

（目的及び設置）

第1条 世田谷区児童虐待通告受付業務及び世田谷区子ども・子育てテレフォン事業を行う事業者（以下「事業者」という。）の選定を適正に行うため、世田谷区児童虐待通告受付業務委託及び世田谷区子ども・子育てテレフォン事業委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）事業者の公募に応募した者（以下「応募者」という。）が提出した書類等の審査及び応募者のヒアリングに関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、事業者の選定に関すること。

（委員会の構成）

第3条 選定委員会は、別表に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、子ども・若者部長をもって委員長とする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長は、あらかじめ指定した者に職務を代行させることができる。

（招集等）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、これを公開しない。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人に出席を求め、その意見、説明等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第7条 委員は、正当な理由なく、会議の内容その他任務の遂行上知り得た情報を漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、子ども・若者部児童相談支援課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年11月5日から施行する。

(廃止期日)

2 この要綱は、本件委託事業者との契約締結日をもって廃止する。

別表（第3条関係）

世田谷区児童虐待通告受付業務及び世田谷区子ども・子育てテレフォン事業
委託事業者選定委員会構成員

委員長	子ども・若者部長
委員	児童相談所長
委員	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長代表